

証券コード 2137

平成30年6月7日

株主各位

札幌市中央区南十九条西十一丁目1番15号

株式会社光ハイツ・ヴェラス

代表取締役社長 森 千恵香

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番

札幌国際ビル 8階 国際ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第32期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.varus.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度における高齢者介護業界は、平成23年の高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正以降、サービス付き高齢者向け住宅の急速な増加により、北海道に於いては平成30年3月末に456施設18,339室となりました。同じく有料老人ホームは878施設27,229室となり、両施設を合わせると1,334施設45,568室となり、サービス付き高齢者向け住宅は7年で約34%を占めるまで増加いたしました。

新規参入事業者の中には高齢者介護事業の経験が浅く、入居者募集、職員の確保など厳しい条件の中での撤退や大手事業者の中にも急速な事業展開に職員確保が追い着かず、それに伴う新規入居者確保も計画通り進まない状況から、事業破綻する事態も起きました。高齢者介護事業は、超高齢社会の日本において高いニーズがあるものの、急速に増え続けるサービス付き高齢者向け住宅等における需要と供給のバランスが崩れている状況にあります。

このような状況下で当社は、札幌市内に関して郊外型の介護付有料老人ホーム3施設の地域住民との交流を図る認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催や、入居一時金方式に加え、高齢化の進む地域の高齢者が、よりご利用頂きやすくなるための家賃方式（月払い方式）をアピールするために全社的な営業活動を実施しました。また、都市型で一時金方式の介護付有料老人ホーム2施設においても団塊の世代からのニーズが高く、高入居率を維持しました。さらに札幌市中央区、西区、北区にそれぞれ開設している介護専用の有料老人ホームにおいては、要介護者を抱えるご家族からのニーズが高く、高入居率を維持し特にヴェラス・ウォーレシリーズの札幌北（216室）は、ほぼ入居率100%を維持し続けました。このような事業活動の結果、当事業年度末現在の全社合計入居率は92.5%（前年同期末92.4%）を維持いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,255百万円（前事業年度比1.9%増）となり、営業利益297百万円（同19.7%増）、経常利益351百万円（同11.3%増）、当期純利益218百万円（同10.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました当社の重要な設備投資はございません。

③ 資金調達の状況

当社は運転資金として短期借入金2億円の借入を行っております。

(2) 財産および損益の状況

| 区分            | 第29期<br>(平成27年3月期) | 第30期<br>(平成28年3月期) | 第31期<br>(平成29年3月期) | 第32期<br>(当事業年度)<br>(平成30年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 3,296              | 3,177              | 3,194              | 3,255                         |
| 当期純利益(百万円)    | 313                | 148                | 198                | 218                           |
| 1株当たり当期純利益(円) | 150.04             | 71.23              | 95.21              | 104.69                        |
| 総資産(百万円)      | 8,656              | 7,820              | 7,600              | 7,509                         |
| 純資産(百万円)      | 3,118              | 3,235              | 3,409              | 3,603                         |
| 1株当たり純資産額(円)  | 1,492.46           | 1,548.52           | 1,631.97           | 1,724.86                      |

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

当社には子会社はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を定め、取り組んでまいります。

##### ① 経営の基本方針

当社は、北海道の有料老人ホーム業界におけるリーディングカンパニーとして、昭和61年創業当初からの「人生100年の理想郷づくり」という経営理念のもとに、32年の運営実績を積んでまいりました。

団塊の世代から後期高齢者、生活援助や介護を必要とされる高齢者の方々が快適に、終生お住まいいただける良質な住宅、生活支援、医療との連携が取られた介護サービスを提供します。

当社は法令を遵守し、ご入居者とともに施設の円滑な運営を行い、安心してお住まいいただけるよう、健全な運営と財務体質の強化・維持に努めます。

##### ② 目標とする経営指標

当社は、ご入居者に終生安心してお住まいいただけるよう、また、より安定した経営を継続していくため、全運営施設の平均入居率は95%以上を確保することを経営指標としております。

また、既存ご入居者の高齢化の進行により、介護居室の確保の課題があります。そのため、事業環境を慎重に見極めながらM&Aを含めて1年に1棟のペースで介護専用の新施設を開設し介護居室を確保することを目指します。更に、既存施設の健常棟から、併設の介護専用棟への移転、または当社運営の介護専用施設への移転の便宜を図ることで、ご入居者に対するより快適な介護サービスの提供を可能とし、当社の施設運営規模の安定的な拡大を図ります。併せて既存施設（健常棟）における生活「セカンドライフ・自由という贅沢」をアピールし、団塊の世代の入居促進に努めます。

##### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は、超高齢社会のニーズに応えながら、高齢者が安心して生活いただける住まいの提供を通じて高齢社会に貢献しながら、継続して成長し続けるため、以下の取り組みを行ってまいります。

ア. 既存施設の空室の入居促進に全社を挙げて取り組み、全施設平均95%以上の入居率確保を目指します。

イ. 介護付有料老人ホームは、札幌市の規制緩和後積極的に開設するべく、準備してまいります。

ウ. 急速に進む超高齢社会に対応するため、慎重な上にもM&Aに重点を置いた短期間での事業展開を目指し、定員50名から100名規模の高齢者向け住宅を、「光ハイツ・ヴェラス」または「ヴェラス・クオーレ」シリーズとして、1年に1棟のペースで開設を目指します。新施設は入居一時金方式または月

額家賃方式とし、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所や居宅介護支援事業所を併設します。

- エ. 既存の入居一時金方式の施設における入居費用の見直しを図り、入居し易い新たな家賃方式を明確に打ち出すことで、高齢化が進む施設周辺地域からの入居促進と社会貢献を目指します。
- オ. 医療と介護の連携体制を強化し、ご入居者の安心と安全の強化された施設運営体制をつくります。
- カ. 超高齢社会という時代に入り、高齢者やそのご家族のニーズに対応するため、ショートステイ（短期入所生活介護）、デイサービス（通所介護）事業等、業態の拡大を図り、地域の高齢社会へ貢献する事業を展開します。
- キ. 効率的な施設運営に取り組み、コストコントロールを推進します。

#### ④ 対処すべき課題

##### ア. 経営の健全性の確保

当社の経営基盤強化の達成目標として、繰越利益剰余金の健全化を掲げております。当社は平成25年4月に不動産流動化を実施して以来、財務基盤を強化し続け、当事業年度末で1,962百万円の繰越利益を計上しました。当社は引き続き長期に亘り安定的な収益の確保に努めて参ります。

##### イ. 優秀な人材の確保

当社の事業が安定的に継続するには、高質なサービスを提供できる人材の確保と育成が必要あります。

ご入居者への良好なサービス提供をベースにし、全施設における介護の質の向上と医療との更なる連携強化に対応できるよう介護技術、接遇のレベルアップが課題です。そのためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠です。

近年、国土交通省、厚生労働省が推進する「サービス付き高齢者向け住宅」が増え続け、それに伴う居宅介護支援事業所の増加などにより、介護労働者の確保が大変に厳しい状況が続いています。人材確保が難しい中で質の高い人材の採用を積極的にすすめるために、介護職員の待遇改善や、介護休暇、育児休暇制度など、労働環境の整備、魅力ある職場作りと風通しのよい人間関係の構築という社内環境整備が問われております。また、将来を見据えたアジア諸国からの外国人介護労働者確保に向けた基盤づくりを行うと共に、接遇、介護技術、認知症対応等の専門分野の講師を招請し、各種研修の実施、資格取得のサポート、社内での事例研究発表会の実施や社外での発表の場への積極参加など、組織的な研修体制を組み、情報共有および全体でのレベルアップを図る必要があります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

| 主要事業内容                         |
|--------------------------------|
| 有料老人ホームの設置、運営、管理               |
| 介護保険法に基づく居宅介護サービス事業、介護予防サービス事業 |
| サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理         |

(6) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

| 名 称               | 所 在 地     |
|-------------------|-----------|
| 本 社               | 北海道札幌市中央区 |
| 光ハイツ・ヴェラス石山       | 北海道札幌市南区  |
| 光ハイツ・ヴェラス月寒公園     | 北海道札幌市豊平区 |
| 光ハイツ・ヴェラス藤野       | 北海道札幌市南区  |
| 光ハイツ・ヴェラス琴似       | 北海道札幌市西区  |
| 光ハイツ・ヴェラス真駒内公園    | 北海道札幌市南区  |
| ヴェラス・クオーレ小樽       | 北海道小樽市    |
| ヴェラス・クオーレ山の手      | 北海道札幌市西区  |
| ヴェラス・クオーレ札幌北      | 北海道札幌市北区  |
| ヴェラス・クオーレ南19条     | 北海道札幌市中央区 |
| さっぽろ南dezイサービスセンター | 北海道札幌市南区  |

(7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 数 |
|---------|-------------|---------|-----------|
| 325名    | 14名減        | 51.2歳   | 6.0年      |

(注) 従業員数は就業人数であり、パートタイマー等を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

| 借 入 先                   | 借 入 額   |
|-------------------------|---------|
| 株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行 | 100,000 |

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,096,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,089,200株
- (3) 株主数 310名

### (4) 大株主

| 株主名         | 持株数        | 持株比率   |
|-------------|------------|--------|
| 藤井伸一        | 1,360,700株 | 65.13% |
| 株式会社保健科学研究所 | 92,500株    | 4.43%  |
| 株式会社ラ・アトレ   | 77,400株    | 3.70%  |
| 森本康一        | 47,400株    | 2.27%  |
| 渡邊勲         | 45,900株    | 2.20%  |
| 岩倉建設株式会社    | 43,000株    | 2.06%  |
| 株式会社グンエイ    | 32,400株    | 1.55%  |
| 川島卓也        | 30,000株    | 1.43%  |
| 森千恵香        | 24,800株    | 1.19%  |
| フォーワーク株式会社  | 24,000株    | 1.15%  |

（注）自己株式は所有しておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況                        |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 森 千恵香 | 全統括<br>株式会社とんでん代表取締役                 |
| 取締役      | 藤井伸一  | 株式会社とんでん取締役                          |
| 取締役      | 大堀まさ子 | 執行役員<br>ヴェラス・ウォーレ南19条 支配人            |
| 取締役      | 上野幸子  |                                      |
| 常勤監査役    | 神谷康弘  |                                      |
| 監査役      | 板倉暢宏  | 板倉公認会計士事務所長<br>税理士法人札幌中央会計 公認会計士・税理士 |
| 監査役      | 山口貴嗣  | 真駒内クリニック院長                           |

- (注) 1. 取締役藤井伸一は、当社の発行済株式の65.13%を保有する大株主であります。また、非業務執行取締役であります。  
2. 取締役上野幸子氏は、社外取締役であります。  
3. 監査役板倉暢宏氏および山口貴嗣氏は、社外監査役であります。  
4. 当社は、監査役板倉暢宏氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。  
5. 監査役板倉暢宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 会社役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および非業務執行取締役並びに監査役全員は、法令の定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

| 区 分                      | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|--------------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 4 名<br>(1)名 | 24,600<br>(600)   |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3 名<br>(2)名 | 10,123<br>(2,400) |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 7 名<br>(3)名 | 34,724<br>(3,000) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第20回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額として取締役2名に対する2,996千円、監査役1名に対する367千円が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役上野幸子氏は他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に該当する事項はございません。また、当社との間には特別な関係はございません。
  - イ. 監査役板倉暢宏氏は板倉公認会計士事務所および税理士法人札幌中央会計の公認会計士・税理士を兼務しております。当社との間には特別な関係はございません。
  - ウ. 監査役山口貴嗣氏は真駒内クリニックの院長をしております。当社との間には特別な関係はございません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 上記3氏とも該当ありません。

### ③ 当事業年度における活動状況

#### 取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

|       |         | 活動状況                                                                                                                                     |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 上 野 幸 子 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち10回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                          |
| 監 査 役 | 板 倉 暢 宏 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち全てに出席いたしました。主に税務・法務や財務経理面に関して意見を述べるなど取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。            |
| 監 査 役 | 山 口 貴 翔 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に医療・介護の分野から意見を述べるなど、積極的な経営参画をしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人銀河

### (2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該規定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において次のとおり決議しております。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本方針を制定し、その実践を企業が存続、発展する上で不可欠なものと位置づけ、企業活動において求められるあらゆる法令等の遵守はもとより、高い倫理観に則して行動し、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。当社の取締役は、上記方針の実践のため「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「コンプライアンス行動指針」ならびに「反社会的勢力対策規程」に従い、当社における企業倫理の遵守および浸透に関してリーダーシップを発揮します。社内ではコンプライアンス委員会を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス体制の構築および運用を行います。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令・社内規定に基づき、取締役の職務の執行に係る文書・記録その他の情報を、その保存媒体に応じて①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④各委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存します。また、保存部門は適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で保存しており、定められた保存期間を同規程において定めます。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高め、企業活動の持続可能な成長を実現することを阻害するリスクに対処すべく、「災害対策規程」、「危機管理規程」、「全社的予防リスクマニュアル」および「施設リスクマネージメント会議運営規程」（ＳＲＭ）を設けており、取締役会は、総合リスク管理体制を定めます。これに基づき、横断的リスク、各部署、各業務プロセスに潜むリスクを抽出・評価し、優先順位をつけて体制の整備、対応策の立案を行います。対応策には、リスクを低減・抑制するための是正策、リスク発生時の対策および事業継続計画を含めます。さらに事業戦略立案部門は、事業戦略策定時に想定される事業リスクの抽出評価を行い対応策の検討を図ります。これらの内容は内部監査規程に基づき内部監査部門が監査にて確認します。さらに、取締役会で公表し、リスク管理レベルの向上を図ります。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の意思決定の妥当性および執行業務の管理監督・牽制機能を向上するため取締役のうち一名以上は社外取締役とします。当社では、経営の監督と業務執行の役割分担を明確にする目的から、執行役員制度を採用します。予算実績管理、その他、業務執行に関する重要事項の意思決定をするため、幹部会議、執行役員会を毎月定例的に開催し、業務執行の円滑化を図ります。毎月定例および適宜開催する取締役会を経営の重要な事項、その他意思決定の場とします。当社は経営方針の徹底のため、短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、これをもとに年度計画および予算を立案し、各部署、使用人に至るまで方針を展開し、業務計画を策定、推進する仕組みを構築することにより、取締役の職務の効率化を図ります。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理規程」、「コンプライアンス行動規範」および「光ハイツ・ヴェラス行動規範と行動指針」などを定め、その周知徹底と実践運用を行う体制を構築します。また、これを維持向上させるため、当社の使用人に対する教育、研修を行う計画を策定、実施します。さらに、当社はコンプライアンス違反行為の可能性を削減するため、横断的内部通報制度（「レポートライン」を設置）を設けます。使用人の職務の執行が法令、定款に適合することを確実にし、さらに、この体制を維持向上させるため、内部監査規程に準拠した内部監査、事業所内監査を実施します。

#### **(6) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は単体企業のため、該当する体制はありません。

#### **(7) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項**

取締役会は監査役と協議のうえ監査役の職務を補助する兼任の使用人を一名配置することができます。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

## **(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および執行役員が担当する業務の執行状況の報告を行う毎月の取締役会、幹部会議および執行役員会には監査役が出席するほか、業務執行上重要な討議および報告を行う会議には常勤監査役が出席します。また、稟議書、議事録および業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人から説明を聴取します。監査役は、必要に応じて取締役会、幹部会議、執行役員会その他の会議の場および代表取締役との定期的な意見交換の場で意見を述べるものとします。取締役、執行役員および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他法令もしくは定款・社内規程（コンプライアンス規程など）に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事実について決定したときは、監査役に報告する体制を敷きます。

## **(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は監査が実効的に行われることを確実にするため、代表取締役、その他取締役および執行役員と定期的な意見交換会を実施するとともに、内部監査部門および会計監査人と監査計画、監査内容について、情報交換を行うなど相互連携を図るものとします。なお監査役が取締役会等で意見を述べ、牽制機能が実効的に働く体制を敷きます。

## **(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

財務報告の信頼性および適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

## **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力との断絶方針」を制定し、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とします。反社会的勢力への対応は総務人事部が統括部署となり、役職員に周知徹底する他、反社会的勢力が取引先や株主となり、不当な要求を受ける被害を未然に防ぐよう、適正な企業調査の実施および外部情報等により反社会的勢力に関する情報の早期収集に努めます。また、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応します。

## **7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### **(1) 内部統制システム全般**

当社は本社および各営業所における内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### **(2) コンプライアンス**

当社は、本社および各営業所の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報取扱規程により相談・通報体制を設けており、各営業所にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### **(3) リスク管理体制**

コンプライアンス委員会において、各営業所および各部署から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### **(4) 内部監査**

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、本社および各営業所の内部監査を実施いたしました。

## **8. 会社の支配に関する基本方針**

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には会社の株主様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えます。そのためには株主の皆様には十分に情報が提供されたうえで、その適切な判断がなされる環境を当社が整えるべきであると考えております。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる大量買付け行為であるか否かについて、株主様がその提案やそれに対する当社の現経営陣の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考えますし、また、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある大量買付けや株主による適切な判断が困難な方法で大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

当社は、当社株式の大量買付け行為があった場合、その大量買付者に対して積極的に情報開示を要求し、株主の皆様が適切な判断を行うため、当社取締役会の意見および情報と時間の確保に努めると共に、適切な対応を行ってまいります。

## **9. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営上重要な課題として位置づけ、業績の向上に努めると共に、経営基盤および財務体質の強化ならびに将来の事業拡大に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主への安定した配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

当社は、直近の事業進捗や今後の事業展開等を総合的に勘案し、平成30年3月期の期末配当は1株当たり12円00銭とさせていただきました。

# 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部                 |           |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| 流 動 資 產         | 6,317,565 | 流 動 負 債                 | 1,177,932 |
| 現 金 及 び 預 金     | 5,785,356 | 短 期 借 入 金               | 100,000   |
| 営 業 未 収 入 金     | 360,662   | リ 一 ス 債 務               | 37,068    |
| 商 品             | 1,833     | 未 払 金                   | 155,089   |
| 貯 藏 品           | 464       | 未 払 費 用                 | 53,376    |
| 前 払 費 用         | 98,191    | 未 払 法 人 税 等             | 77,129    |
| 緑 延 税 金 資 產     | 13,588    | 未 払 消 費 税 等             | 15,721    |
| そ の 他           | 57,468    | 前 受 金                   | 3,290     |
| 固 定 資 產         | 1,191,866 | 入 居 金 預 り 金             | 609,432   |
| 有 形 固 定 資 產     | 587,772   | 介 護 料 預 り 金             | 60,409    |
| 建 物 (純 額)       | 43,010    | 賞 与 引 当 金               | 18,249    |
| 構 築 物 (純 額)     | 24,014    | そ の 他                   | 48,165    |
| 車両運搬具 (純額)      | 345       | 固 定 負 債                 | 2,727,920 |
| 工具、器具及び備品 (純額)  | 105,906   | リ 一 ス 債 務               | 539,344   |
| 土 地             | 313       | 長 期 入 居 金 預 り 金         | 1,872,651 |
| リース資産 (純額)      | 414,181   | 長 期 介 護 料 預 り 金         | 196,846   |
| 無 形 固 定 資 產     | 34,338    | 退 職 給 付 引 当 金           | 45,826    |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 322       | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 27,746    |
| リ 一 ス 資 產       | 27,290    | そ の 他                   | 45,504    |
| そ の 他           | 6,725     | 負 債 合 計                 | 3,905,852 |
| 投 資 そ の 他 の 資 產 | 569,755   | 純 資 產 の 部               |           |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,910     | 株 主 資 本                 | 3,602,548 |
| 出 資 金           | 311       | 資 本 金                   | 686,296   |
| 破 産 更 生 債 権 等   | 1,863     | 資 本 剰 余 金               | 566,296   |
| 長 期 貸 付 金       | 49,510    | 資 本 準 備 金               | 566,296   |
| 長 期 前 払 費 用     | 19,448    | 利 益 剰 余 金               | 2,349,954 |
| 緑 延 税 金 資 產     | 9,063     | 利 益 準 備 金               | 3,855     |
| 長 期 性 預 金       | 800       | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,346,099 |
| そ の 他           | 488,711   | 別 途 積 立 金               | 384,000   |
| 貸 倒 引 当 金       | △1,863    | 緑 越 利 益 剰 余 金           | 1,962,099 |
| 資 產 合 計         | 7,509,432 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,031     |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,031     |
|                 |           | 純 資 產 合 計               | 3,603,579 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 產 合 計         | 7,509,432 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 3,255,385 |
| 売 上 原 価               | 2,662,735 |
| 売 上 総 利 益             | 592,649   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 295,060   |
| 営 業 利 益               | 297,589   |
| 営 業 外 収 益             | 90,226    |
| 受 取 利 息               | 633       |
| 受 取 配 当 金             | 27        |
| 受 取 手 数 料             | 4,145     |
| 受 取 賃 貸 料             | 16,488    |
| 寄 付 金 収 入             | 58,791    |
| そ の 他                 | 10,140    |
| 営 業 外 費 用             | 36,307    |
| 支 払 利 息               | 31,448    |
| 支 払 手 数 料             | 1,000     |
| 長 期 前 払 費 用 償 却 等     | 3,361     |
| そ の 他                 | 497       |
| 経 常 利 益               | 351,508   |
| 特 別 損 失               | 3,818     |
| 固 定 資 産 圧 縮 損         | 3,818     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 347,690   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 129,748   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △783      |
| 当 期 純 利 益             | 218,725   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から)  
(平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

| 資本金                     | 株主資本    |         |          |         |           |           | 株主資本合計    |  |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|--|
|                         | 資本剰余金   | 利益剰余金   |          |         |           |           |           |  |
|                         | 資本準備金   | 利益準備金   | その他利益剰余金 | 別途利益剰余金 | 積立金       | 緑越利益剰余金   |           |  |
| 当期首残高                   | 686,296 | 566,296 | 3,855    | 384,000 | 1,768,444 | 2,156,299 | 3,408,893 |  |
| 当期変動額                   |         |         |          |         |           |           |           |  |
| 剰余金の配当                  |         |         |          |         | △25,070   | △25,070   | △25,070   |  |
| 当期純利益                   |         |         |          |         | 218,725   | 218,725   | 218,725   |  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |           |           |           |  |
| 当期変動額合計                 |         |         |          |         | 193,655   | 193,655   | 193,655   |  |
| 当期末残高                   | 686,296 | 566,296 | 3,855    | 384,000 | 1,962,099 | 2,349,954 | 3,602,548 |  |

|                         | 評価・換算差額等     | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 |           |
| 当期首残高                   | 616          | 3,409,510 |
| 当期変動額                   |              |           |
| 剰余金の配当                  |              | △25,070   |
| 当期純利益                   |              | 218,725   |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 414          | 414       |
| 当期変動額合計                 | 414          | 194,069   |
| 当期末残高                   | 1,031        | 3,603,579 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

- ・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）であります。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～47年

構築物 2年～50年

車両運搬具 2年～10年

器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度末に在籍している従業員に対する支給見込額のうち当事業年度に属する金額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込みに基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく事業年度未支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準  
利用権方式による入居一時金及び介護等一時金の収益計上基準は、入居契約書に従い、入居時に一定割合を収益計上し、残額を返還する期間の定めに応じて収益計上しております。  
入居契約における入居時償却率及び返還対象期間は、以下のとおりであります。
- 入居時償却率 5%～15%
- 一般棟(※1)返還対象期間 7年～15年
- 介護専用棟(※2)返還対象期間 3年～7年
- ※1 一般棟とは、主に入居時に介護を必要としない入居者の居住棟
- ※2 介護専用棟とは、日常的に介護を必要とする入居者の居住棟

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 有料老人ホーム施設開発に係る金利の会計処理 大型老人ホーム施設開発については、正常な開発期間中の支払利息を取得原価に算入しております。なお、当事業年度において取得原価に算入した支払利息はありません。
- ② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。  
なお、控除対象外消費税等については、発生事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、法人税法の規定により償却を行っております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 国庫補助金等の受入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

#### 有形固定資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物        | 355,250千円 |
| 工具、器具及び備品 | 3,818千円   |
| 合計        | 359,068千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

786,874千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 2,089,200株  | —          | —          | 2,089,200株 |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 当事業年度に支払った配当金

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------|--------|------------|------------|
| 平成29年5月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 25,070千円 | 12.00円 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月26日 |

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度に属する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------|--------|------------|------------|
| 平成30年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 25,070千円 | 12.00円 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月25日 |

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、施設の建設資金等を金融機関からの借入及びリースにより調達しております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。なお、売買目的のための有価証券の取得は行わない方針であります。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に施設の設備投資に係る資金調達を目的としており、流動性リスクを伴いますが、月次に資金繰計画を作成するなど返済資金を十分に確保できる体制を整えております。

投資有価証券は、市場価格及び業績不振による変動リスクを伴いますが、定期的に財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 5,785,356        | 5,785,356 | —       |
| (2) 投資有価証券 | 1,910            | 1,910     | —       |
| (3) 長期性預金  | 800              | 800       | 0       |
| 資産計        | 5,788,067        | 5,788,067 | 0       |
| (1) 短期借入金  | 100,000          | 100,000   | —       |
| (2) リース債務  | 576,413          | 778,682   | 202,269 |
| 負債計        | 676,413          | 878,682   | 202,269 |

(注) 1. リース債務は流動負債と固定負債のリース債務を合算しております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、証券取引所の価額によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

|                         | 種類 | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照<br>表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------------------|----|--------------|----------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価<br>を超えるもの | 株式 | 429          | 1,910                | 1,481      |
| 合計                      |    | 429          | 1,910                | 1,481      |

(3) 長期性預金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金に預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価について、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 5,785,356    | —                   | —                    | —            |
| 長期性預金  | —            | 800                 | —                    | —            |
| 合計     | 5,785,356    | 800                 | —                    | —            |

### 4. 長期借入金及びリース債務の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 短期借入金 | 100,000      | —               | —               | —               | —               | —           |
| リース債務 | 37,068       | 35,487          | 30,935          | 32,085          | 28,949          | 411,886     |
| 合計    | 137,068      | 35,487          | 30,935          | 32,085          | 28,949          | 411,886     |

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 未払事業税        | 4,627千円  |
| 未払事業所税       | 1,387千円  |
| 賞与引当金        | 5,549千円  |
| 社会保険料        | 835千円    |
| その他          | 1,188千円  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 13,588千円 |

|              |           |
|--------------|-----------|
| 役員退職慰労引当金    | 8,437千円   |
| 減価償却超過額      | 60,911千円  |
| 退職給付引当金      | 14,190千円  |
| 減損損失         | 161千円     |
| 貸倒引当金        | 566千円     |
| その他          | 266千円     |
| 繰延税金資産（固定）小計 | 84,534千円  |
| 評価性引当額       | △75,020千円 |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 9,513千円   |

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 23,102千円 |
|----------|----------|

|              |        |
|--------------|--------|
| その他有価証券評価差額金 | △450千円 |
| 繰延税金負債（固定）合計 | △450千円 |

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金負債合計 | △450千円 |
|----------|--------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 22,652千円 |
|-----------|----------|

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称<br>又は氏名                    | 議決権等の<br>所有(被所有)割合 | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円)    |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------------|------------------------|--------------|------------|-----------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (株)Fujii.<br>Corporation<br>(注) 1 | なし                 | 建物の賃借、<br>駐車料<br>(注) 2 | 82,823       | 前払費用<br>敷金 | 7,209<br>34,000 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社役員藤井伸一氏が議決権の100%を直接保有しております。
- 2. 一般的な施設建設費から割り出される賃料に基づいて決定しております。
- 3. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,724円86銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 104円69銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

株式会社 光ハイツ・ヴェラス  
取締役会 御中

監査法人 銀 河  
代表社員 公認会計士 木 下 均 ㊞  
業務執行社員 代表社員 公認会計士 吉 村 史 明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光ハイツ・ヴェラスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当該監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2、監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月30日

株式会社光ハイツ・ヴェラス監査役会

常勤監査役 神谷 康弘 Ⓡ

社外監査役 板倉 暁宏 Ⓡ

社外監査役 山口 貴嗣 Ⓡ

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりあります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、当社取締役会が当社の企業価値の向上に資するに必要な専門知識や経験等を有する取締役で構成されること、また、現時点で最適な人員体制となることを前提に決定しております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                              |                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | もり 森 千恵香<br>(昭和41年8月8日)     | 昭和60年4月<br>平成7年7月<br>平成21年6月                                                                                | 欧米自動車工業(株) 入社<br>欧米自動車工業(株) 取締役<br>当社 代表取締役社長 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)とんでん 代表取締役                                                                                                     | 24,800株    |
| 2     | ふじ 藤 井 伸 一<br>(昭和29年4月18日)  | 昭和62年10月<br>平成5年4月<br>平成6年4月<br>平成11年12月<br>平成21年6月<br>平成28年6月                                              | 札幌平岡病院 開業<br>財団法人湯浅記念会 設立<br>社会福祉法人栄和会 設立<br>社会福祉法人札幌恵友会 入職<br>当社 社外取締役<br>当社 非業務執行取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)とんでん 取締役                                                              | 1,360,700株 |
| 3     | おお ほり 堀 まさ子<br>(昭和32年8月15日) | 昭和54年4月<br>平成10年1月<br>平成14年9月<br>平成17年4月<br>平成17年11月<br>平成21年4月<br>平成21年7月<br>平成22年6月<br>平成23年3月<br>平成27年8月 | 美唄労災病院 入職<br>太黒胃腸科病院 入職<br>センチュリー病院 入職 看護師長<br>当社 入社<br>当社 光ハイツ・ヴェラス琴似 看護師長<br>当社 看護部長<br>当社 執行役員 (現任) 看護・介護部長<br>当社 取締役 (現任) 看護・介護担当<br>当社 ヴェラス・クオーレ山の手 支配人<br>当社 ヴェラス・クオーレ南19条 支配人 (現任) | —          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                            |                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 上野幸子<br>(昭和19年1月5日) | 昭和40年4月<br>昭和44年10月<br>昭和56年11月<br>平成元年8月<br>平成2年4月<br>平成5年10月<br>平成28年6月 | J A北海道厚生連 札幌厚生病院 入職<br>平田内科小児科 入職<br>医療法人社団恵誠会 札幌恵北病院 入職<br>医療法人社団恵和会 西岡病院 入職<br>日本看護連盟北海道支部札幌地区支部役員<br>日本私立学校振興・共済事業団 入社<br>当社 社外取締役 (現任) | —          |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤井伸一氏は、非業務執行取締役候補者であります。
3. 非業務執行取締役候補者藤井伸一氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
4. 上野幸子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 上野幸子氏を社外取締役候補者とした理由は、取締役会において当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たすことが出来ると考えております。また、同氏は看護師として30年余りの医療機関等勤務の経験から、医療・介護の分野に精通しており、今後、医療、介護に関する対応が重要視される当社の有料老人ホーム事業および高齢者介護事業に対する積極的な指導助言をいただくためであります。なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 上野幸子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、藤井伸一氏および上野幸子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役神谷康弘氏および山口貴嗣氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 山 口 貴 嗣<br>(昭和36年9月29日)       | 昭和62年3月<br>平成3年9月<br>平成3年10月<br>平成4年4月<br>平成7年4月<br>平成7年10月<br>平成25年6月<br>平成22年4月<br>平成22年6月<br>札幌医科大学医学部卒業<br>札幌医科大学大学院医学研究科（博士課程）修了<br>旭川赤十字病院形成外科 入職<br>札幌医科大学形成外科 入職<br>旭川赤十字病院形成外科 入職<br>函館五稜郭病院形成外科 科長<br>アイランド札幌形成外科・美容外科クリニック院長<br>真駒内クリニック院長（現任）<br>当社 社外監査役（現任）                                                                       | —          |
| 2     | ※<br>若 林 弘 子<br>(昭和17年12月13日) | 昭和48年4月<br>昭和55年4月<br>昭和58年4月<br>昭和61年10月<br>平成2年10月<br>平成5年2月<br>平成9年5月<br>平成16年12月<br>平成19年8月<br>平成26年4月<br>北海道大学歯学部附属病院 入職<br>国立登別病院<br>国立療養所札幌南病院 師長<br>国立札幌病院 師長<br>国立登別病院 副総師長<br>医療法人社団南札幌病院 入職 看護部長<br>医療法人札幌秀友会病院 入職 看護部長<br>北海道看護協会札幌第二支部 支部長<br>北海道看護連盟 副会長<br>医療法人社団明日佳札幌紅仁会病院 入職 看護部長<br>医療法人社団江別谷藤病院 入職 看護部長<br>当社 入社 看護・介護部長（現任） | —          |

(注) 1. ※は新任の監査役候補であります。

2. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 山口貴嗣氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由

(1)山口貴嗣氏を社外監査役候補者とした理由

山口貴嗣氏は医師の資格を持ち、当社の運営する施設内（光ハイツ・ヴェラス真駒内公園1F）の真駒内クリニック院長として、当社の運営する各施設のご入居者の健康管理、訪問診療等を行っております。当社の目指しております医療・介護の充実に向けた施設運営のための有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2)社外監査役としての職務を適切に遂行することができるとの判断する理由について

山口貴嗣氏には、医師として当社施設運営における、医療・介護の充実に向けた助言を期待しております。以上の理由により社外監査役の職務を適切に遂行できるとの判断いたしま

す。

5. 山口貴嗣氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は、山口貴嗣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 若林弘子氏を監査役候補者とした理由は、医療機関における看護業務、それに伴う管理業務において豊富な経験と医療、看護に幅広い見識に基づく視点から、現在、当社の看護介護部門の管理責任者として業務しております。当社が目指しております医療と介護の連携強化により、更に安心と安全を強化するための専門的な知識と経験を当社の監査体制に反映して頂くためであります。
8. 当社は、若林弘子氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

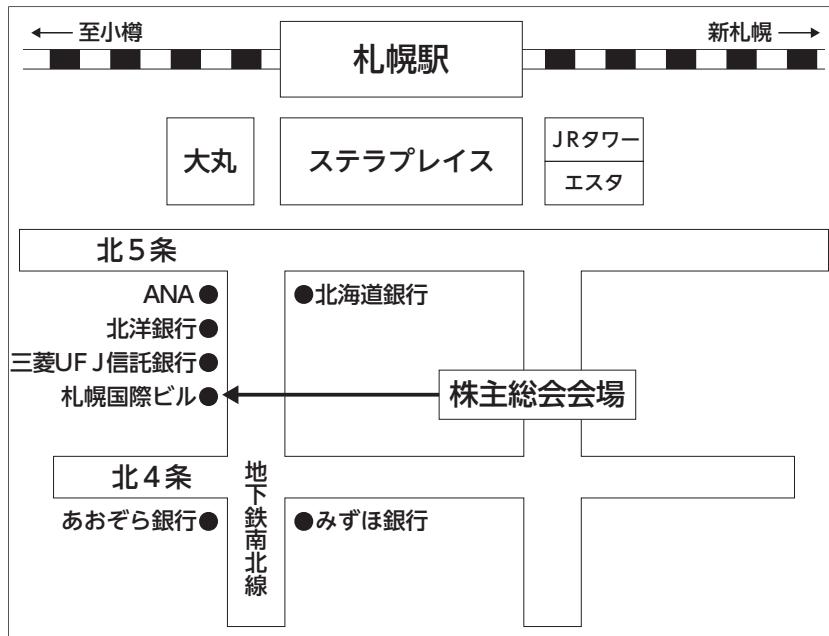
メモ

# 株主総会会場ご案内図

会 場：札幌国際ビル8階  
住 所：札幌市中央区北4条西4丁目1番  
T E L：011-520-8668

## 交通のご案内

- ① JR 札幌駅より徒歩 3 分
- ② 地下鉄南北線札幌駅より徒歩 2 分（出口 8 番）



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。